

新たな過疎対策法の制定について

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法のもと、総合的な過疎対策事業の実施により、生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、厳しい地形的条件に加え著しい人口減少と高齢化による地域活力の衰退や公共施設等の整備水準の格差、更には路線バスなど公共交通機関の廃止、医師の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面し、今後とも解決すべき課題が多く残されています。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を多く有する地域であるとともに、都市に対する食糧・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場の提供、森林による地球温暖化の防止など多面的・公共的機能を担っており、国民共有の財産として未来の世代に引き継がなければなりません。

このような中、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が平成22年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後とも維持し、そこに暮らす人々のみならず、都市をも含めた国民全体の安心・安全な暮らしを支えるため、引き続き、総合的な過疎対策に取り組む必要があります。

よって、地域の自主性を十分に生かした過疎地域の振興が図られるよう、特に次の事項に配慮した新たな過疎対策法を制定するよう強く要望いたします。

- 1 過疎市町村及び過疎地域を含む合併市町村が自立的・安定的な行財政運営を行えるよう、地方交付税による財源保障、財源

調整機能の充実強化を図ること

- 2 過疎地域に暮らす住民の生活基盤の向上のため、国の負担等の割合の特例措置における対象事業を拡大するとともに、集落の維持・活性化に向けた取り組みに対する財政支援の充実を図ること
- 3 過疎対策において特に重要な財源となっている過疎対策事業債については、財政措置を堅持するとともに、従来のハード事業に加え、地域の多様なニーズに対応できるようソフト事業への活用も含めた制度の拡充強化を図ること
- 4 過疎地域の産業振興や人口増加対策に資するために講じた地方税の課税免除等に対して、減収補てん措置の対象を拡大するなど制度の拡充を図ること
- 5 合併後の新市町村のまちづくりに支障を来さないよう、現行法第33条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」を引き続き設けること

